

創業・IT等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 再生可能エネルギー発電事業に対する公益性の弾力的な運営	1
2 レーシックを受けた人の職業の規制緩和	1
3 小部屋(屋根裏部屋)の室内高さを1.9~2.0mまで容認又は拡張	2
4 土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	2
5 建設業法における監理技術者制度の資格要件の緩和	3
6 対中国輸出水産物の衛生証明書発行機関の拡大	3
7 EU向け輸出水産食品取扱施設の認定等手続の一元化	4
8 自家発電設備を有する事業者の電力小売の規制緩和	4
9 大規模小売店舗立地法に係る変更手続の簡素化	4
10 旅客船の船舶点検頻度の緩和	5
11 教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化	5
12 学校施設環境改善交付金の交付要件の緩和	5
13 市町村立学校建物の耐震診断に係る事務手続の簡素化	6
14 獣医師養成系大学の設置に関する規制の緩和	6
15 商工会議所・商工会に関する権限の移譲と法整備	6
16 過疎地域における自治体バスによる貨物運送に係る規制緩和	7
17 簡易宿所(一般の民宿)の床面積基準の特例の対象拡大	7
18 社会資本整備総合交付金の対象事業の拡大	7
19 総量規制完全撤廃	8

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体名 (会社名・団体名等)	制度の 所管官 庁
1	7月2日	8月22日	再生可能エネルギー発電事業に対する公益性の弾力的な運営	<p> 国定公園の普通地区にて太陽光発電設備の建設の計画を進めたが、隣接する国道に設置された配電線の延長を電力会社に依頼した処、自治体管轄部署より国道は公園の特別地域内にあり、売電目的とした再エネ事業の為の引込線/電柱の設置は「公益性」がないとの判定で、路肩を利用した配電線の延長が認められなかった為、計画を断念せざるをえない状況にある。 ①国策として再エネの導入促進がなされていること、公園内での地熱の開発緩和が行われている状況において、再エネ事業者の引込線の設置等について弾力的な運営が望まれる。 ②一定規模以上の発電事業者の電気事業法上の公益特権等の位置づけを明確にして頂きたい。また、公益特権の弾力的な運用を望む。 ③他の案件では接続引込線の公道への電力会社による設置について、同じく「公益性」がないとの判断で、占用が認められなかった事例がある。道路路上の公益性の弾力的な運用をお願いする。 </p>	JAG国際 エナジー (株)	環境省 国土交通省 経済産業省
2	7月4日	8月22日	レーシックを受けた人の職業の規制緩和	<p> アメリカ軍でもNASAでも、「視力は戦力だ」と言わんばかりにレーシックを積極的に行っているらしい。近頃は、ますます安全性の高い手法が確立されているし、開発から20年以上経ち、安全な手段であると認識されている。むしろ、コンタクトレンズによる感染症等のほうが怖い。しかし、日本の航空業界(操縦士、管制官)はつい最近まで「裸眼視力」にこだわり続けてきた。日本人の多くは残念ながら近視であるから、人材確保の観点からも最近では矯正視力でも認めるようになった。しかし、旅客機の操縦士へのレーシック手術は未だに禁止されている。メガネを掛けることによって視野が狭まったり、歪んで見えたり、コンタクトレンズで眼の調子が悪くなることからすると、むしろレーシックのほうが安全上望ましいのではないかと。回りくどくなったが、安全性が確立されたであろう技術であるので、規制緩和の対象に入れても良いのではないかと。宇宙空間や戦闘機の中で問題ないのに、旅客機でダメというのは無理がある。ぜひ検討よろしく願いたい。 </p>	個人	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体 名(会社 名・団体名 等)	制度の 所管官 庁
3	7月10日	8月22日	小部屋(屋根裏部屋)の室内高さを1.9~2.0mまで容認又は拡張	<p>【具体的内容】 現在、小部屋(屋根裏部屋)の室内高さは1.4m以内となっているのを、三角屋根の住宅の小部屋に限って1.9~2.0mまで容認又は拡張願いたい。</p> <p>【提案理由】 通常、三角屋根の住宅では、最上階の天井裏すなわち家の最上部の屋根裏に小部屋を作るので、室内高さ1.4mに制限すると、その天井部分に△形の空間が残ることになる。作り方によっては利用可能なこの空間を捨てている。そこでこの三角屋根の家に限って、普通の部屋高さ(最低2.1m)までの許容は無理としても、せめて2m位まで許容していただければ普通の大人が中心部分では立位歩行可能となり、部屋の利用価値が上がる。狭い国土で地価が高く、仕方なしに狭い土地に建蔽率、容積率ともに限度ぎりぎりの総二階の家を建てているのが現状。小部屋の室内高さを1.4m以上に高くすれば容積率に加算されて容積率オーバーになってしまうので、仕方なく現行法通り室内高さを1.4m以下とし、物置き程度にしか利用されていない。 大人の背丈より少々高い2m程度まで許容されれば、大人の隠れ家的書斎や子供部屋として立派に利用可能で、生活空間にそれだけ余裕が生まれる。現在は無駄に捨てている空間を何とか活用できるよう、規制改革をお願いしたい。</p>	個人	国土交通省
4	7月19日	8月22日	土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	<p>【現状・課題】 改正土壌汚染対策法の施行については、健康被害の防止の観点から、自然的原因による汚染土壌を区別する理由がないとの趣旨であることは理解できるが、今回の規制対象の追加は、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など関係企業に新たな負担を強いるものである。 土壌汚染対策法の改正に係るこのような問題は、環境省においては土壌汚染対策法施行規則を改正する環境省令の施行により自然的原因による汚染土壌に係る土地の取扱いについて人為的原因によるもの区別する特例を創設し、緩和措置を講じたが、埋立地域に立地する企業にとって十分な負担軽減措置となっていない状況である。こうした中、平成23年7月に「規制・制度改革に係る追加方針」として「自然的原因による汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じること」また、「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」が閣議決定されたところであるが、その後、平成24年9月に環境省から事務連絡「要措置区域等内における汚染土壌の移動等について」が発出されたにとどまり、埋立地域に立地する企業にとって全く負担軽減措置となっていない。</p> <p>【具体的提案・要望内容】 企業に新たな負担を生じさせ、設備投資等に対する悪影響や競争力の低下を招き、早急に対応がなされないと企業の海外流出も懸念されることから、閣議決定を踏まえ、コンビナート内など人の健康被害に影響のない地域においては、事業者等の意見を聞きながら、一層の負担軽減措置を早急に図ること。</p>	千葉県	環境省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体 名(会社 名・団体名 等)	制度の 所管官 庁
5	7月25日	8月22日	建設業法に おける監理 技術者制度 の資格要件 の緩和	建設業における機械器具設置業の監理技術者の資格は大学の建築・土木工学に関する学科、機械工学に関する学科、電気工学に関する学科等を卒業の場合は3年以上の経験年数と2年以上の指導監督的経験年数で取得できるが、化学工学に関する学科を卒業した者は大学卒業に関係なく10年以上の実務経験を経なければ資格取得要件になっていない。 プラントエンジニアリング業においては化学工学科の出身者が多く、また、業務上必要な知識の習得において機械工学科と化学工学科で大きな差異はないと考えるが、化学工学に関する学科の卒業生でも3年の実務経験で監理技術者の取得要件を満たすことにしていただきたい。あるいは学科によるのではなく大学での履修科目を資格要件にしていきたい。	日清エン 지니어リ ング株式 会社	国 土 交 通 省
6	7月26日	8月22日	対中国輸出 水産物の衛 生証明書発 行機関の拡 大	現行の国内4検査機関に加えて、希望する都道府県については、保健所での衛生証明書の発行を可能とする。 【支障事例】 厚生労働省が平成21年11月、中国向け衛生証明書の発行を国内4つの検査機関に移行したことにより、検査機関から遠い輸出業者が、輸出当日に「証明書の原本」を入手できないため、中国向けの鮮魚輸出が停滞している。	愛媛県	厚 生 労 働 省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体 名(会社 名・団体名 等)	制度の 所管官 庁
7	7月26日	8月22日	EU向け輸 出水産食品 取扱施設の 認定等手続 の一元化	<p>輸出水産食品取扱施設に係る認定等についての審査を行う機関を、国に一元化する。</p> <p>【支障事例】 厚生労働省の取扱要領(対EU輸出水産食品の取扱要領)により、地方厚生局の事前了解の上で県が認定や変更承認を行う重層的な審査となっており、認定及び変更承認に余計な日数を要している。</p>	愛媛県	厚生 労働 省
8	7月26日	8月22日	自家発電設 備を有する 事業者の電 力小売の規 制緩和	<p>電気事業法の特定供給に係る要件である「構内・密接な関係を有する事業者」について、公道をはさむ同一企業の事業所への供給や同一敷地内で一定の関係を有する他企業への供給を認めるなど、要件を緩和する。</p> <p>【支障事例】 自家発電設備を有する工場が、公道で分断されると、電気事業法が定める「構内」の定義に合致しないため電気の供給ができない。 また、自社敷地内の遊休地を貸与している企業等へも、電気事業法が定める「密接な関係」の定義が妨げとなり、供給できない。</p>	愛媛県	経 済 産 業 省
9	7月26日	8月22日	大規模小売 店舗立地法 に係る変更 手続の簡素 化	<p>大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下「指針」)に基づく必要駐車台数を満たす収容台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8ヶ月の変更制限を緩和する。</p> <p>【支障事例】 駐車場の収容台数を減少させる場合、指針に基づく必要駐車台数を満たした範囲内の変更の場合でも、地元説明会や騒音調査などの手続が必要で、かつ8か月の期間を要する。</p>	愛媛県	経 済 産 業 省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名等)	制度の所管官庁
10	7月26日	8月22日	旅客船の船舶点検頻度の緩和	<p>旅客船について、近年の技術革新や船舶の規模、運航距離、経年等を考慮した上で、実態に即した検査期間とする。</p> <p>【支障事例】 旅客船の定期点検は5年ごと、中間検査は毎年とされているが、近年の船舶は著しく性能が向上しトラブルが減少しているにもかかわらず、従前からの検査期間が適用されている。当該検査の費用負担は大きく、事業者の経営を圧迫する一因となっている。</p>	愛媛県	国土交通省
11	7月26日	8月22日	教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化	<p>最低限の履修科目数を定めた上での届出制とするなど、教育課程の特例校制度に係る事務手続を簡素化する。</p> <p>【支障事例】 学校又は地域の特色を生かし学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成・実施できる「教育課程特例校制度」の指定を受けるには、計画書等を添えて国へ申請する必要があり、書類審査等に時間を要することから、この制度を積極的に活用することが難しくなっている。</p>	愛媛県	文部科学省
12	7月26日	8月22日	学校施設環境改善交付金の交付要件の緩和	<p>産業教育施設整備に対する交付金の対象となる下限額の引き下げや、補助対象の拡充を行う。</p> <p>【支障事例】 交付対象が、実験・実習装置については1千万円以上、ソフトウェアについては「主たる1種類」となっており、装置の低価格化や多様なソフトを利用した教育の一般化などの実態に即していない。</p>	愛媛県	文部科学省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名(タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名等)	制度の所管官庁
13	7月26日	8月22日	市町村立学校建物の耐震診断に係る事務手続の簡素化	<p>建築主事を置く自治体での確認業務の実施を可能とする。</p> <p>【支障事例】 公立学校建物の耐震化対策における国庫補助の適用にあたっては、文部科学省の実施要領により、市町教育委員会の担当者による診断と、県教育委員会等の技術職員による確認を要するとされている。 このため、現在本県では土木部職員の協力を得て確認を行っているが、県立学校の耐震化関連業務もあり、市町村立学校に係る事務が滞る場合がある。</p>	愛媛県	文部科学省
14	7月26日	8月22日	獣医師養成系大学の設置に関する規制の緩和	<p>獣医師養成系大学の入学定員に係る規制を緩和する。</p> <p>【支障事例】 獣医師養成系大学は、全国に16大学(定員930人)、西日本に国公立の5大学(定員165人(全国定員の17.7%))があるものの、四国には1つもない。 そのような状況の中、収容定員が増加する獣医師養成系大学の設置等が認められておらず、自治体勤務獣医師や産業動物診療獣医師などの不足の一因となっている。</p>	愛媛県	文部科学省
15	7月26日	8月22日	商工会議所・商工会に関する権限の移譲と法整備	<p>○商工会議所と商工会の合併について、手続や税制面での軽減措置などを定める規定を整備する。</p> <p>【支障事例】 ・定款変更箇所が複数ある場合で、国の所管する部分と都道府県が所管する部分がある場合、国、都道府県の両方へ申請しなければならない。 ・商工会議所と商工会の合併について法整備がなされていないために、両者が合併するには、どちらかの団体が解散しなければならず、手続きが煩雑なことや、資産譲渡の際に軽減税率の適用にならないなどの不利益が生じる。</p>	愛媛県	経済産業省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体 名(会社 名・団体名 等)	制度の 所管官 庁
16	7月26日	8月22日	過疎地域に おける自治 体バスによ る貨物運送 に係る規制 緩和	<p>市町が運行するコミュニティバス等において、地域の実情に応じて、効率的な貨物運送が可能となる「有償での貨物輸送」や「旅客の予約がない便での貨物のみの運送」を行うことができるよう、弾力的な運用を可能とする。</p> <p>【支障事例】 民間バス事業者(一般乗合旅客運送事業者)については、道路運送法82条により、「旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」と規定されているが、市町が運行するバスは、それを可能とする道路運送法上の規定がない。そのため、生活物資や農産物等は、有償又は荷物だけの貨物運送ができない。</p>	愛媛県	国土交通省
17	7月26日	8月22日	簡易宿所 (一般の民 宿)の床面 積基準の特 例の対象拡 大	<p>現在農林漁業者に限り認められている、民宿を営業する際の床面積基準等の特例について、対象を拡大する。</p> <p>【支障事例】 宿泊に田舎体験を取り入れるニーズは高まっているが、非農林漁業者による田舎体験民宿は開設できない。また、四国八十八箇所の札所周辺での小規模な民宿(へんろ宿)の開設についても認められない。</p>	愛媛県	厚生労働省
18	7月26日	8月22日	社会資本整 備総合交付 金の対象事 業の拡大	<p>都市公園施設全般に対象を拡大する。</p> <p>【支障事例】 都市公園施設として整備される野球場やサッカー場などのスポーツ施設は、交付金の対象となっているが、動物園の獣舎等のリニューアル事業については、同じ都市公園施設でありながら交付金の対象外とされている。</p>	愛媛県	国土交通省

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体 名(会社 名・団体名 等)	制度の 所管官 庁
19	7月31日	8月22日	総量規制完 全撤廃	<p>金利については現状維持が良いと思うが、総量規制については完全撤廃を推進してもらいたい。</p> <p>自民党マニフェストに基づき、現在の金利・総量規制について見直しをしていただけるものだと期待しているが、総量規制は我々国民にとってあまりにも厳しい規制であり、今まで問題なく受けられていた融資が受けなくなったり、生活が不当に制限される。特に驚いた事は、自身が居宅として所持している不動産について、無担保で評価があっても、顧客が住んでいる居宅だからという理由で融資が通らない点である。調べたところ、総量規制によって居宅を担保に融資することが規制されていた。自分の財産すら自由にできない規制って本当に必要なのか？そもそも、金銭消費貸借契約について総量規制をかける必要性があったのか？一部の高利貸しの法外な金利の搾取や、乱暴な取り立てによって社会問題化し、消費者金融＝悪というイメージをメディアが煽り、それにより一部の政治家が主導し深い議論もされぬまま法施行されてしまったように思う。この流れは生レバ規制にもよく似ている。そもそも民法においては自由契約が前提として存在している。もちろん、立場の弱いものを守るにはある程度の規制も必要。ただ、なんでもかんでも規制すればいいという考え方はいかがなものか。弱いものを守るのはあたりまえだが、過保護ではいけない。私はそう思う。総量規制の変わりに、貸金業を営む業者への日本貸金業協会への加盟を必須にしたり、保証協会などをつくり一定金額を供託させる制度を設けたり、違法な業者への罰則の強化など、やれることはあるのではないかとしっかり議論していただき論理的にこの問題に取り組んでほしい。</p>	民間企業	金融庁